

営業許可書

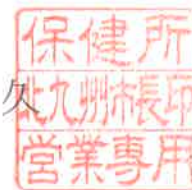
北九州市指令保保西 第 2025-60614 号

令和8年3月12日

住所 福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号

氏名 株式会社石松商会
代表取締役 石松 礼二 様

北九州市長 武内 和久



令和8年2月12日付けで申請のあった 添加物製造業
については、食品衛生法第55条の規定により次の条件をつけて許可します。

記

- 営業所所在地 北九州市八幡西区陣原二丁目11-7
- 許可期間 令和8年4月1日 から
令和13年3月31日 まで
- その他の条件 小分け包装に限る。

教示

- この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に北九州市長に対して審査請求をすることができます。なお、この許可のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この許可の取消しの訴えについては、この許可があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として（北九州市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この許可の日（上記1の審査請求をした場合は、その審査請求の裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、この許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 許可期限後も引き続き営業をしようとする場合は、期限満了日の20日前までに更新許可の申請をしてください。（臨時営業は除きます。）